

戻し税を受けるため課税（未納税）原料品を保税工場等に
入れることの承認申請書（T - 1600）

特例申告貨物にあっては、「課税（未納税）原料品の輸入許可年月日」欄に、特例申告書の提出年月日又は決定通知書の発出年月日をかっこ書で併記する。

「課税原料品を輸出貨物の原料品として使用する理由」欄には、保税工場又は総合保税地域における輸出貨物の製造に、課税原料品を使用せざるを得なくなった理由（例えば、外貨原料品がなくなり、国産原料品の調達又は外資原料品の輸入も数ヶ月間は望めないの
で、製品の納期に間に合わなくなったこと等）を詳細に記載する。